

入 札 説 明 書

1 契 約 件 名 令和7年度上越及び中越森林管理署公用自動車の点検等業務

2 公 告 日 令和7年6月30日（月）

3 入札等日時

【電子調達システムによる参加の場合】

令和7年7月28日（月） 9：00入札開始

令和7年7月30日（水）10：00入札締切（10：01開札）

【紙入札方式による参加の場合】

令和7年7月30日（水） 9：50入札開始

令和7年7月30日（水）10：00入札締切（10：01開札）

4 入 札 会 場 中越森林管理署 1階 会議室

5 契 約 期 間 自 契約締結日
至 令和8年3月31日

6 添 付 資 料

- (1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得
- (2) 業務請負単価契約書（案）
- (3) 【別紙1】公用自動車の点検等業務仕様書
- (4) 【別紙2】単価表
- (5) 【別紙3】令和7年度自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表
- (6) 【別紙4】発注書様式及び【別紙5】追加整備発注書様式
- (7) 入札書（内訳書付）及び委任状
- (8) 提案書（自動車分解工場一覧表及び事前提出参考見積）

7 留 意 事 項

- ・入札公告に記載のとおり、下記の書類を令和7年7月22日（火）午後3時00分までに電子調達システム上で提出すること。
紙媒体で提出する場合は、中越森林管理署総務グループまで持参、もしくは郵送（上記期日必着）とし、入札参加資格の確認を受けてください。

【提出書類】

- ① 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ② 提案書（自動車分解工場一覧表 及び 事前提出参考見積）

- ・入札にあたっては、指定の内訳書（各単価が記載されたもの）を入札書に添付してください。内訳書の添付がない入札書は無効とします。

8 その他

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

業務請負単価契約書（案）

1 契約件名 令和7年度上越及び中越森林管理署公用自動車の点検等業務

2 仕様内容 別紙1「公用自動車の点検等業務仕様書」のとおり

3 予定契約総金額 ￥ . ー

なお、それぞれの項目における単価は別紙2の単価表のとおりとする。

（うち取引税に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ . ー）

4 契約期間 令和7年 月 日から令和8年3月31日まで

5 履行期限 発注の都度、個別に指示

6 契約保証金 免除

上記の業務について、分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長 松井 章二（以下「甲」という。）と分任支出負担行為担当官 中越森林管理署長 中西 雄一郎（以下「乙」という。）と受注者 （以下「（丙）」という。）とは、上記各項及び契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

以上の締結の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ甲、乙、丙各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 新潟県上越市大道福田555番地
分任支出負担行為担当官
上越森林管理署長 松井 章二

乙 新潟県南魚沼市美佐島61-8
分任支出負担行為担当官
中越森林管理署長 中西 雄一郎

丙

契約条項

（目的）

- 第1条 甲（又は乙）（甲又は乙の指定した職員を含む）は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目、数量、履行期限その他必要な事項を記載した別紙4の発注書を発行し、これを丙に交付して業務履行の指示をするものとする。
- 2 丙は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を別紙2に定める契約単価（以下「単価表」という。）をもって確実に履行しなければならない。
- 3 発注書の指示内容が別紙3「令和7年度自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」（以下「一覧表」という。）の点検等の内容から変更されている場合は、発注書の内容を優先するものとする
- 4 頭書の予定契約総額及び一覧表の点検等の内容における数量は、甲（又は乙）の都合により変更する場合がある。このことについて、丙は、不服の申し出はできない。
- 5 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

（納入期限の延長）

- 第2条 丙は、発注書に定める履行期限内に業務を完了することができない場合は、あらかじめ、甲（又は乙）に対し遅延の理由及び履行完了見込み日を明らかにした書面を提出して、期限延長の承認を求めなければならない。

（延滞金）

- 第3条 甲（又は乙）は、丙が発注書に定める履行期限内に業務を完了できない場合において、その後甲（又は乙）が定める期限までに完了できる見込みがあるときは、丙に対し延滞金を請求することができる。ただし、その延滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。
- 2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅延日数1日につき、発注書に定める数量に契約単価を乗じて得た額の年3%に相当する額とする。
- 3 第1項の延滞金の請求は、甲（又は乙）がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

（整備の追加）

- 第4条 丙は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、ただちに甲（又は乙（甲又は乙の指定した職員を含む））に通知するとともに、

その追加整備項目が単価表に定められていないときは、当該追加整備にかかる費用の見積書を提示するものとする。

- 2 甲（又は乙）は、前項の丙の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別紙5の追加整備発注書を発行し、当該内容について本契約とは別途の請負契約を丙と締結するものとする。

（検査）

第5条 丙は、業務を完了したときは、その旨を甲（又は乙）に通知し、甲（又は乙）の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から5日以内に当該成果品について検査を行うものとする。
- 3 丙又は丙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、丙又は丙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、丙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、丙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（損失負担）

第6条 丙は、業務の実施について甲（又は乙）に損害を与えたときは、直ちに甲（又は乙）に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 丙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲（又は乙）に報告し、丙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲（又は乙）の責に帰すべき事由によるときは、その限度内において甲（又は乙）の負担とする。
- 3 丙は、丙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

（代金の請求及び支払）

第7条 丙は、業務を完了し検査職員の検査に合格したときは、適法な請求書により、完成数量に契約単価を乗じた金額を、車両ごと若しくは一月分をとりまとめ、甲（又は乙）に請求することができる。

- 2 甲（又は乙）は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を丙に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、丙に返送した場合には、甲（又は乙）がその返送した日から丙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に参入しない。

3 丙が、第1項の請求書を発行する場合は、整備内容の明細を車両ごとに作成し、請求相手先となる甲（又は乙）に請求するものとする。

（支払遅延利息）

第8条 甲（又は乙）の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲（又は乙）は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を丙に支払うものとする。ただし、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に参入せず、また、遅延利息を支払い日数に計算しないものとする。

（保証）

第9条 丙は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務に起因するものと丙が認めたときは、その不具合箇所を丙の負担において再度整備するものとする。
その他、保証の詳細は、丙の発行する整備保証書による。

（契約の変更）

第10条 経済情勢の激変等により、契約単価が著しく不当であると認められる場合は、甲、乙、丙協議して契約変更することができる。

（業務の履行責任）

第11条 業務が完了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲（又は乙）は、丙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲（又は乙）が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲（又は乙）は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

- (2) 丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲（又は乙）がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲（又は乙）が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を丙に通知しないときは、甲（又は乙）は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、丙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

（甲（又は乙）の催告による解除権）

第12条 甲（又は乙）は、丙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲（又は乙）が認めたとき。
- (2) この契約に関し、不正行為をしたと甲（又は乙）が認めたとき。
- (3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申し出たとき。

（甲（又は乙）の催告によらない解除権）

第13条 甲（又は乙）は、丙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 丙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に

履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、甲（又は乙）が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第 17 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲（又は乙）は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲（又は乙）の責めに帰すべき事由による場合)

第 14 条 債務の不履行が甲（又は乙）の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲（又は乙）は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲（又は乙）の任意解除権)

第 15 条 甲（又は乙）は、業務が完了しない間は、第 12 条又は第 13 条に定める場合のほか、甲（又は乙）の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲（又は乙）は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲（又は乙）は、第 12 条及び第 13 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(丙の催告による解除権)

第 17 条 丙は、甲（又は乙）がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(丙の催告によらない解除権)

第 18 条 丙は、甲（又は乙）がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続

することが不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(丙の責めに帰すべき事由による場合)

第 19 条 第 17 条及び前条に定める事項が丙の責めに記すべき事由によるものであるときは、丙は、第 17 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 20 条 第 12 条又は第 13 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲（又は乙）は丙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲（又は乙）は、第 12 条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより丙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲（又は乙）は、この契約に関し、丙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使

用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 丙は、この契約に関して、丙又は丙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲(又は乙)に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 丙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲(又は乙)が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約期間中に必要とする予定契約総金額の100分の10に相当する額を甲(又は乙)が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 丙又は丙の代理人(丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の予定契約総金額の100分の10に相当する額のほか、予定契約総金額の100分の5に相当する額を違約金として甲(又は乙)が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、丙又は丙の代理人(丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 丙が甲(又は乙)に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 丙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、甲（又は乙）に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲（又は乙）がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（債権債務の相殺）

第23条 甲（又は乙）は、この契約により丙から甲（又は乙）に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、丙の支払うべき金額が甲（又は乙）の支払うべき金額を超過するときは、丙は、その不足額について甲（又は乙）の指示するところによりこれを納入しなければならない。

- 2 丙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲（又は乙）は、丙から遅滞日数1日につき年3%の割合で計算した遅滞金を徴収する。

（権利義務の譲渡等）

第24条 丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲（及び乙）の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（契約外事項）

第25条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

（紛争解決の方法）

第26条 この契約について紛争を生じた場合は、甲、乙、丙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

（特約事項）

別紙のとおり

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（又は乙）（発注者をいう。以下同じ。）は、丙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲（又は乙）は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 丙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、

かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 丙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としな
- いことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 丙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲（又は乙）は、丙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲（又は乙）は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 丙は、甲（又は乙）が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲（又は乙）に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 丙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

公用自動車の点検等業務仕様書

1 点検等対象車両

対象車両は、別紙 3「令和 7 年度自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表」（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

2 業務内容

- (1) 受注者は、分任支出負担行為担当官又はその補助者（以下「契約担当職員」という。）の発行する発注書に基づき、一覧表に定める車両引渡場所より車両を引き取り、発注書に記載の点検等業務を実施のうえ、指定の場所に納車するものとする。
- (2) 発注書及び単価表における項目の内容は次のとおりとする。
 - ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。
 - イ 継続検査とは、法第 62 条に基づく検査とする。
 - ウ 基本点検とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。
 - エ 保安確認検査とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。
 - オ 継続検査代行とは、自動車検査証交付に係る事務手続の代行をいう。
なお、申請に必要な継続検査申請書は、受注者の負担において用意するものとする。
 - カ スチーム洗浄とは、車体、エンジンルーム及び下まわりの温水による高圧洗浄機での清掃をいう。
 - キ 下回り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装をいう。
 - ク 車内及び外回り洗浄とは、車内の粉じん等の除去、マット清掃、樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除、外回りの洗浄作業をいう。
 - ケ 車両陸送とは、車両引渡場所から自動車分解整備事業場までの運転及び自動車分解整備事業場から車両引渡場所までの運転をいう。
 - コ 代車とは、点検等の期間中、契約担当職員の指示に従い、臨時的に配備する自動車をいう。なお、代車の配備に当たっては、任意保険（対人及び対物保険）に加入している車両を用意すること。
 - サ エンジンオイル交換は、当該車種に適したエンジンオイルを使用し、エンジンオイル部品の交換を含むものとする。
なお、エンジンオイルの量は、乗用車は 1 台当たり 5 リットル、軽自動車は 1 台当たり 3 リットルを交換するものと想定し、精算金額は 1 台当たりの単価を乗じて算出した額とする。
また、オイル交換の単価は、オイル交換費用（工賃）を含んだ金額であり、オイルエレメント等の付属品は含まない。
 - シ 追加発注
契約担当職員は、上記以外の業務について受注者に依頼できるものとする。
- (3) 受注者が点検を実施した結果、定期点検、継続検査以外の整備（消耗部品の交換、調整等）が必要であると判断した場合は、契約担当職員に連絡のうえ、指示を受けるものとする

3 その他

受注者は、業務完了後の納車の際、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済部品を提示するなど、業務が確実に完了したことを明らかにすること。また、整備したすべての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多岐にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である場合は、整備した内容をすべて記録した書面をあわせて提出すること。

以 上

単価表

件名(項目)		数量	単位		金額
自動車重量税	乗用自動車(2年自家用) 車両重量1.5トン以下	3	台	24,600	73,800
自動車重量税	乗用自動車(2年自家用)※13年経過 車両重量1.5トン以下	1	台	34,200	34,200
自動車重量税計(A)					108,000
自賠責保険料	乗用自動車(自家用) 本土 24ヶ月契約	3	台	17,650	52,950
自賠責保険料	乗用自動車(自家用) 本土 37ヶ月契約	1	台	24,190	24,190
自動車損害賠償責任保険料計(B)					77,140
定期点検	12ヶ月点検基本料(軽自動車)	3	式		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.0トン超1.5トン以下)	7	式		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2.0トン以下)	6	式		
定期点検	車内及び外回り洗浄	16	式		
定期点検	車両陸送	16	往復		
定期点検	代車	16	式		
継続検査(車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.0トン超1.5トン以下)	4	式		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1.0トン超1.5トン以下)	4	式		
継続検査(車検)	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1.0トン超1.5トン以下)	4	式		
継続検査(車検)	室内及び外回り清掃	4	式		
継続検査(車検)	車両陸送	4	往復		
継続検査(車検)	代車	4	式		
継続検査(車検)	保安確認検査料(軽自動車以外)	4	式		
継続検査(車検)	継続検査代行	4	式		
付帯作業	エンジンオイル交換(乗用自動車) (1台当たり5ℓを想定(単価は1台当たり))	17	台		
付帯作業	エンジンオイル交換(軽自動車) (1台当たり3ℓを想定(単価は1台当たり))	3	台		
作業料金計(C)					
入札書に記載する金額 (A)+(B)+(C)=					

令和7年度 自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表

対象車両基本情報										定期点検 (12ヶ月点検)			継続検査 (車 検)							自動車 重量税	自賠責保険			車両引渡及び 納車場所			備考							
No.	車 種 名	登 録 番 号	事 用 自 業 ・ 車 の 自 別 家 種 用 別 又 ・ は	車 台 番 号	型 式	車 両 重 量 (kg)	車 両 総 重 量 (kg)	登 録 ／ 交 付 年 月 日	車 検 満 了 日	定期 予 定 検 年 月 は	基本 点 検	車 内 及 び 外 回 り 洗 浄	車 両 陸 送	エン ジ ン オ イル 交 換	代 車	基本 点 検	エン ジ ン 及 び 下 回 り ス チ ー ム 洗 浄	下 回 り 塗 装	車 内 及 び 外 回 り 洗 浄	保安 確 認 検 査	継続 検 査 代 行	車 両 陸 送	エン ジ ン オ イル 交 換	代 車	自 動 車 重 量 税	保険期間			車 検 時 の 保 険 料	事 務 所 等 名 称	所 在 地	連 絡 先 (電 話 番 号)	経 (過 年 数 満) 了 日 に お け る	
																										自	至	期間(月)						
1	ニッサン エクストレイル	長岡300 め 75-09	普通・乗用・ 自家用	NT32- 078438	DBA- NT32	1,520	1,795	H29.12.14	R8.12.16	R8.12	○	○	○	○	○												R7.1.8	R9.1.8	24ヶ月		安塚治山事業所	上越市安塚区安塚2291-1	025-592-2115	9年
2	ニッサン エクストレイル	長岡300 み52-99	普通・乗用・ 自家用	NT32- 530920	DBA- NT32	1,500	1,775	H28.2.18	R9.2.17	R9.2	○	○	○	○	○												R7.3.18	R9.3.18	24ヶ月		上越森林管理署	上越市大道福田555番地	025-524-2180	11年
3	スズキ エスクード	長岡300 ほ 33-77	普通・乗用・ 自家用	TDA4W- 272294	CBA- TDA4W	1,620	1,895	H26.2.28	R9.2.27	R9.2	○	○	○	○	○												R7.2.28	R9.2.28	24ヶ月		上越森林管理署	上越市大道福田555番地	025-524-2180	13年
4	ミツビシ RVR	長岡300 む 79-36	普通・乗用・ 自家用	GA4W- 0502498	DBA- GA4W	1,420	1,695	H29.3.13	R8.3.12	R8.3						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24,600	R6.4.13	R8.4.13	24ヶ月	17,650	高田森林事務所	上越市大道福田555番地	025-524-2190	9年
5	ホンダ ヴェゼル	長岡300 ゆ3-38	普通・乗用・ 自家用	RU2- 1305576	DBA- RU2	1,270	1,545	R1.11.1	R8.10.31	R8.10	○	○	○	○	○												R6.12.1	R8.12.1	24ヶ月		上越森林管理署	上越市大道福田555番地	025-524-2180	7年
6	ニッサン エクストレイル HV	上越300 さ57-61	普通・乗用・ 自家用	HNT32- 192743	5AA- HNT32	1,650	1,925	R4.3.10	R9.3.9	R9.3	○	○	○	○	○												R7.4.5	R9.4.5	24ヶ月		上越森林管理署	上越市大道福田555番地	025-524-2180	5年
7	ダイハツ ハイゼットカーゴ	上越480 あ57-72	軽・貨物・ 自家用	S710V- 0029700	5BD- S710V	950	1,410	R4.11.7	R8.11.6	R8.11	○	○	○	○	○												R6.12.7	R8.12.7	24ヶ月		安塚治山事業所	上越市安塚区安塚2291-1	025-592-2115	4年
8	ミツビシ エクリプスクロス PHEV	上越300 す22-84	普通・乗用・ 自家用	GL3W- 0605275	5LA- GL3W	1,900	2,175	R6.2.9	R9.2.8	R9.2	○	○	○	○	○												R6.2.9	R9.3.9	37ヶ月		上越森林管理署	上越市大道福田555番地	025-524-2180	3年
9	ダイハツ ロッキー	上越 500 ず30-54	小型・乗用・ 自家用	A210S- 0024803	3BA- A210S	1,040	1,315	R7.3.13	R10.3.12	R10.3	○	○	○	○	○												R7.3.13	R10.4.13	37ヶ月		妙高森林事務所	妙高市原通13	0255-82-4850	3年
10	ニッサン エクストレイル	長岡300 ゆ34-29	普通・乗用・ 自家用	NT32- 314144	DBA- NT32	1,510	1,785	R2.2.28	R9.2.27	R8.2	○	○	○	○	○												R7.3.26	R9.3.26	24ヶ月		中越森林管理署	南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	7年
11	スズキ エスクード	長岡300 は87-04	普通・乗用・ 自家用	TDA4W- 212739	CBA- TDA4W	1,620	1,895	H24.1.12	R9.1.13	R8.1	○	○	○	○	○												R7.2.11	R9.2.11	24ヶ月		中越森林管理署	南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	15年
12	ニッサン エクストレイル	長岡300 ふ3-34	普通・乗用・ 自家用	NT31- 308234	DBA- NT31	1,500	1,775	H25.1.16	R8.1.15	R8.1						○	○	○	○	○	○	○	○	○	34,200	R6.1.16	R8.1.16	24ヶ月	17,650	中越森林管理署	南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	13年	
13	スズキ ジムニー	長岡580 そ75-89	軽・乗用・ 自家用	JB23W- 619962	ABA- JB23W	990	1,210	H22.2.17	R9.2.18	R8.2	○	○	○	○	○												R7.3.17	R9.3.17	24ヶ月		中越森林管理署	南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	17年
14	ダイハツ ビーゴ	長岡501 つ 1-14	小型・乗用・ 自家用	J210G- 2000784	ABA- J210G	1,200	1,475	H26.2.21	R9.2.24	R8.2	○	○	○	○	○												R7.3.19	R9.3.19	24ヶ月		小出森林事務所 (森町森林事務所)	魚沼市井口新田459-4 (三条市庭月3-2)	025-792-0447	13年
15	ダイハツ ハイゼットカーゴ	長岡480 か17-20	軽・貨物・ 自家用	S331V- 0017808	EBD- S331V	930	1,390	H21.3.6	R9.3.11	R8.3	○	○	○	○	○												R7.4.6	R9.4.6	24ヶ月		中越森林管理署	南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	18年
16	ミツビシ RVR	長岡300 む80-68	普通・乗用・ 自家用	GA4W- 0502497	DBA- GA4W	1,420	1,695	H29.3.15	R8.3.14	R8.3						○	○	○	○	○	○	○	○	○	24,600	R6.4.15	R8.4.15	24ヶ月	17,650	湯沢森林事務所	南魚沼郡湯沢町神立244-4	025-784-2276	9年	
17	ダイハツ ビーゴ	長岡501 な19-28	小型・乗用・ 自家用	J210G- 2001507	ABA- J210G	1,200	1,475	H28.3.24	R9.3.23	R8.3	○	○	○	○	○												R7.4.22	R9.4.22	24ヶ月		中越森林管理署 (倉俣森林事務所)	南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	11年
18	ダイハツ ビーゴ	長岡501 な19-29	小型・乗用・ 自家用	J210G- 2001508	ABA- J210G	1,200	1,475	H28.3.24	R9.3.23	R8.3	○	○	○	○	○												R7.4.22	R9.4.22	24ヶ月		中越森林管理署 (六日町森林事務所)	南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	11年
19	トヨタ ラッシュ	長岡500 ら60-32	小型・乗用・ 自家用	J210E- 0033352	CBA- J210E	1,200	1,475	H22.3.31	R9.3.30	R8.3	○	○	○	○	○												R7.4.24	R9.4.24	24ヶ月		小出森林事務所	魚沼市井口新田459-4	025-792-0447	17年
20	ミツビシ RVR	長岡300 ら22-23	普通・乗用・ 自家用	GA4W- 5300990	5BA- GA4W	1,420	1,695	R3.3.16	R8.3.15	R8.3						○	○	○	○	○	○	○	○	○	24,600	R6.4.12	R8.4.12	37ヶ月	24,190	中越森林管理署	南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	5年	

発 注 書

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

令和 7 年 月 日付け契約の令和 7 年度上越及び中越森林管理署公用自動車の点検等業務（以下、「契約書」という。）について、契約条項第 1 条第 1 項に基づき、下記とおり点検整備を申し込みます。

記

1 点検車両、整備内容等

点検車両、内容等は契約書別紙 3「令和 7 年度自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表」（以下「一覧表」という。）の No. _____ のとおり。

- ・次項の追加整備事項に記載がある場合は、契約書第 4 条第 1 項の追加整備が必要と判断したと見なすので、ただちに見積書を提出し、当該費用を提示してください。
また、提出された見積書を分任支出負担行為担当官が適正と見なした場合は、同条第 2 項の追加整備発注書が交付されたものとし、当該見積もりに基づく作業を実施してください。
- ・検査職員の検査に合格した場合は、請求書を本体契約と別様にして発行してください。

2 追加整備事項

(1) _____

(2) _____

3 履行期限

令和 年 月 日

4 その他特記事項

上記 1 及び 2 における点検等及び整備を実施した結果、この発注書の内容にない整備が必要と判断した場合は、ただちに発注者に通知するとともに、当該追加整備項目が単価表にないときは、当該費用の見積書を速やかに提出してください。

追 加 整 備 発 注 書

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

令和 年 月 日交付の発注書による点検整備において、貴社より追加整備が必要として提出された見積書は、その必要性が認められ、かつ、価格も適正と認められるので、契約条項第4条第2項に基づき、追加整備を依頼します。

なお、本通知をもって追加整備の契約を締結したこととするので、提出した見積もり内容に基づく作業を実施してください。

また、作業完了後、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を本体契約と別様にして発行してください。

追加整備を行う車種名 : 〇〇〇〇〇

様式第5号（第4条）

入 札 書

令和7年 月 日

分任支出負担行為担当官

中越森林管理署長 中西 雄一郎 殿

（入札者）

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし 令和7年度上越及び中越森林管理署公用自動車の点検等業務 の代金

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び入札心得、仕様書、その他関係事項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

様式第 6 号（第 4 条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 7 年 月 日
- 2 件 名 令和 7 年度上越及び中越森林管理署公用自動車の点検等業務
- 3 入札に関する一切の件

令和 7 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

中越森林管理署長 中西 雄一郎 殿

提 案 書

令和 7 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中越森林管理署長 中西 雄一郎 殿

所 在 地

電話番号

名 称

代 表 者

役職氏名

令和 7 年 6 月 3 0 日付けで公示されました「令和 7 年度上越及び中越森林管理署公用自動車の点検等業務」の競争入札への参加にあたり、下記の資料を提出します。

なお、予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定に該当しないこと（ただし、第 70 条については未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。）については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の 5（１）に定める資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- 2 提案事項①「自動車分解整備工場一覧」（指定様式）
- 3 提案事項②「車両陸送費用及び代車費用に関する参考見積」（指定様式）

担当部署：

氏 名：

連 絡 先：

自動車分解整備工場一覧

車両の点検整備を行う事業場は以下のとおりです。

会社名：

「令和7年度自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表」のNo.	左記の車両を整備する 自動車分解整備工場名	左記の自動車分解整備工場の所在地	電話番号	備考
1,7				
2,3,4,5,6,8				
9				
10,11,12,13,15,17,18,20				
14,19				
16				

参考見積

貴署から情報提供依頼がありました、「公用自動車の点検等業務仕様書」2(2)ケ及びコについて、事前の参考見積として以下のとおりお知らせします。

会社名: _____

■車両陸送費用（仕様書 2(2)ケ関連）

「令和7年度 自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表」のNo.	対象台数	条件	単価	計
1,7		往復		
2,3,4,5,6,8		往復		
9		往復		
10,11,12,13,15,17,18,20		往復		
14,19		往復		
16		往復		
計	0			

注)上記は、当社における標準的な契約における見積単価であり、本入札における入札単価は、入札書の別紙内訳書に記載する1台当たりの単価となります。

■代車料（仕様書 2(2)コ関連）

項目	単位	金額
本業務の履行期間中に提供する代車の費用	1台当たり (終日)	

注)上記は、当社における標準的な契約における見積単価であり、本入札における入札単価は、入札書の別紙内訳書に記載する1台当たりの単価となります。